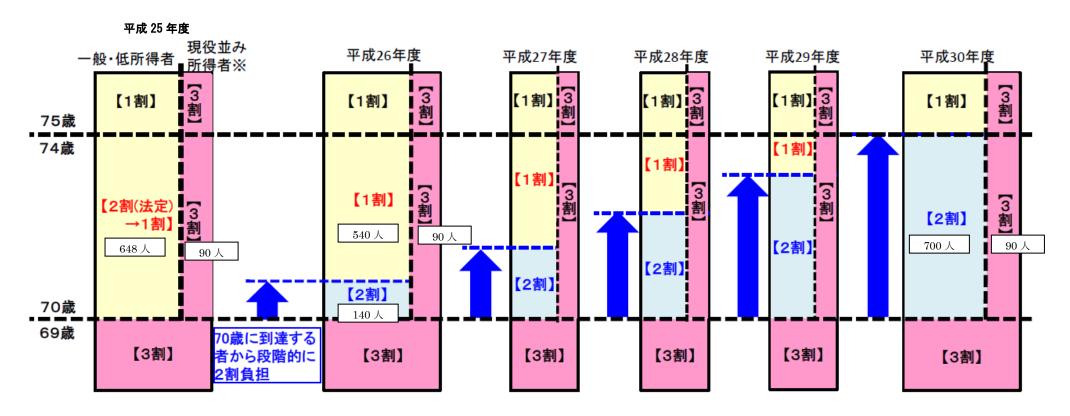
70~74歳の患者負担特例措置の見直し

- ・平成26年4月に新たに70歳になる者(69歳まで3割負担だった者)から、段階的に法定負担割合(2割)とする(個人で見ると負担増にならない)。
- ・平成26年3月末までに既に70歳に達している者は、特例措置(1割)を継続する。



※ 現役並み所得者・・・課税所得145万円以上の70歳以上の被保険者がいる世帯

(ただし、世帯の70歳以上の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満(70歳以上の被保険者が1人の場合は383万円未満)の場合及び旧ただし書き所得の合計額が210万円以下の場合(平成27年1月以降、新たに70歳となる被保険者の属する国保世帯に限る。)は除く)

※ 人数は各年度末時点の推計